



鳥取県公報

平成12年3月21日(火)
第7164号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の設立認可申請の適否の決定（農村整備課）…………… 1
	国土調査の成果の認証（ 〃 ）…………… 1
	保安林の指定予定（森林保全課）…………… 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 （水産課）…………… 2
	基本測量の終了（管理課）…………… 3
◇ 公安規則	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）…………… 3
◇ 人委規則	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（総務課）…………… 4
◇ 正 誤	平成12年1月25日付鳥取県告示第35号中訂正…………… 4

告 示

鳥取県告示第170号

倉吉市鋤150田中希弘ほか17人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業後谷地区区画整理及び農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年3月22日から20日間

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第171号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成10年度及び平成11年度	鳥取市（船木、広岡、海蔵寺、桂木及び祢宜谷の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市船木、広岡、海蔵寺、桂木及び祢宜谷の各一部	平成12年3月21日
八 東 町	平成7年度から平成10年度まで	八東町（大字富枝、大字妻鹿野及び大字志谷の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡八東町大字富枝、大字妻鹿野及び大字志谷の各一部	〃
北 条 町	平成9年度及び平成10年度	北条町（島及び北尾の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡北条町島及び北尾の各一部	〃

鳥取県告示第172号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町國信字泉川115の3、字池田120の2、字下小原193の1

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第173号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条の2第6項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条の2第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第6項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成12年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
福部加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第174号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、北条町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成12年3月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（単独公共下水道平面図作成）
- 2 作業期間 平成12年3月8日から同月30日まで
- 3 作業地域 東伯郡北条町土下外地内

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月21日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の6中第20号を第22号とし、第12号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。

(13) ハイテク犯罪対策に関する調査及び企画に関すること。

第14条の3中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第14条第1項の調査に関すること。

第14条の4第7号中「前条第3号ア」を「前条第4号ア」に改め、同条第8号中「前条第3号」を「前条第4号」に改める。

第18条の次に次の1号を加える。

(企画官)

第18条の2 警務部に企画官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 企画官は、上司の命を受け、所管行政に関する企画、調整、調査等に関する事務を統括する。

第20条の3（見出しを含む。）中「警察本部庁舎建設準備室」を「警察本部庁舎整備室」に改める。

第20条の4第3項中「第6条の6第13号から第19号まで」を「第6条の6第15号から第21号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成12年 4月 1日から施行する。

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月21日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 任用（第4条－第14条）
- 第3章 試験（第15条－第18条）
- 第4章 選考（第19条－第25条）
- 第5章 任用候補者（第26条－第38条）
- 第6章 雑則（第39条）

附則

第2条の2の次に次の1条を加える。

（任用の基準）

第2条の3 職員の職のうち、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職として任命権者が定める職には、日本の国籍を有する者を任用するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成12年 1月25日付鳥取県告示第35号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に謝りがあったので、訂正する。

頁 4

行 下から6及び7

誤 1424の3（国有林。次の図に示す部分に限る。）、1424の4から1424の6まで（以上3筆国有林）

正 1424の3から1424の6まで（以上4筆国有林）

頁 4

行 下から1及び2

誤 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

正 道路用地とするため